

会を代表して、労働者派遣法を改正する法律案について、厚生労働大臣に質問いたします。まずは、現在の雇用情勢についてお伺いします。

三月十九日、官邸で雇用戦略対話が開催されました。小宮山大臣も出席されていました。そこで報告された資料によると、昨年の大卒者の就職率は過去最低の水準だったそうです。

今年、来年と、経済の回復に伴つて就職率も改善していくものと期待していますが、政府の見通しはいかがか、大臣に伺います。

また、民主党政権の震災の対応の遅れによって本格的な復興も遅れていますが、就職率も、本来ならばもっと早く、そしてもっと大きく改善したはずではないでしょうか。大臣の見解を伺います。

さらに、雇用戦略対話の資料には、もう一つ大事なことが書かれています。非正規雇用の若者四百十四万人のうち、正社員を希望する人が百六十万人、希望しない人が二百四十八万人だということです。つまり、非正規雇用の人の六割は、自ら柔軟な雇用形態を望んでいると言えそうです。しかしながら、民主党政権の政策は、年金も保険も給与もその他の待遇も、非正規雇用ができるだけ正規雇用に近づけようというものであり、マニフェストを見ればそれは明らかです。そうした政策は、正社員になりたい四割の人を強調する余り、残りの六割の人の声を正確にはつかみ得ていないのではないかでしょうか。現状の非正規雇用のままでいいという人の声をどう考えるのか、大臣の考え方をお聞かせください。

次に、労働者派遣法改正案についてお伺いします。この法律案は、自民、公明、民主三党合意により現在の形になっていますが、元々の政府案は、登録型派遣や製造業務への派遣を原則禁止するという、現状からは懸け離れた内容のものでした。企業、労働者のどちらにとつても選択の幅を狭

めることはないことは言うまでもあります。しかし、民主党の労働政策、雇用政策は、この大前提を理解していないように思えます。政府が決めた範囲内でしか働いたり雇つたりしてはならない、そういう発想が先にあるように思えます。働き方を選ぶ権利、雇い方を選ぶ権利は最大限尊重されるべきであり、派遣という働き方、雇い方が認識があるのか、小宮山大臣の見解をお伺いします。

民主党的言っていることは、派遣を禁止すれば雇用問題が全てうまくいく、最低賃金を上げれば高い給料がもらえる、そんな単純な発想に思えてなりません。しかし、そのようなことは、かつての社会主義のユートピアでしかあり得ない、おとぎ話だと思います。

現実の企業の皆様は、厳しい国際競争にさらされ、身を削つて勝負をしておられます。派遣が禁止されれば雇わない、最低賃金が高くなれば雇うことをためらう、その果てには、もっと安い海外に移転する、それが現実です。

実際に、OECDのデータでは、労働者の保護が強い国ほど失業期間が長くなっています。企業が人を雇いにくい社会なのです。政権交代する直前の大卒者の就職率についてですが、新卒者の就職環境が非常に厳しい中で、全国の新卒応援ハローワークでジョブサポーターによるきめ細かな就職相談、職業紹介を実施していますが、新卒者の就職環境が非常に厳しい中で、企業とともに連携し、未内定の学生生徒のための卒業前最後の集中支援を実施しています。

こうした取組などにより、大学生の二月一日時点の就職内定率は、過去最低となつた前年同期よりも三・一ポイント改善しました。四月一日時点の就職内定率も昨年を上回るよう引き続き全力で取り組んでいきます。

企業が人を雇いにくくするという民主党の政策は、雇用を減らし、失業を増やす、さらには、国が競争力を奪い、空洞化を加速させるものであります。まさに、亡国政策のそりを免れないと言ふべきだと認識しています。一方、労働者派遣についてですが、働き方、雇い方の選択は、労働者、企業それぞれにとって重要であり、労働者の働き方や企業での雇い方の自由を尊重するべきだと認識しています。一方、労働者派遣については、平成二十年秋のリーマン・ショック以降、いわゆる派遣切りが多発し、派遣労働者の雇用の不安定さ、低い待遇が指摘されました。このため、労働者派遣という働き方、雇い方を認めつ

山大臣、もし反論がおりなら、おつしやつていただきたいたと思います。

労働者派遣に関しては、二十六業務の見直しも大きな問題です。誰が見ても時代に合わなくなっている二十六業務とその他の業務で派遣期間の制限が変わってくる、この不自然な制度をいつまでも続けるわけにはまいりません。大臣は、衆議院の委員会で、二十六業務の見直しを検討すると答弁されました。いつまでに、どのような手順で見直しを行うのか、お聞かせください。

今回の改正案には、派遣会社のマージン率等の情報公開も含まれています。これは派遣事業を透明化するもので、大いに推進すべきです。労働者と派遣先企業の双方にとつてメリットがあります。

こうした点を含め、今回の改正案は、衆議院において、良い部分を残しつつ、民主党案の非現実的な部分が是正されたおおむね妥当な内容であると評価できます。

本法案の附則では、登録型派遣や製造業務への派遣の在り方にについて速やかに検討を行うとされていますが、政府・民主党におかれでは、これらを禁止するなどという現実離れた案を二度と持ち出さないよう強く求め、私の質問いたします。

ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣小宮山洋子君登壇、拍手)

○國務大臣(小宮山洋子君) 大卒者の就職率についてですが、新卒者の就職環境が非常に厳しい中で、全国の新卒応援ハローワークでジョブサポーターによるきめ細かな就職相談、職業紹介を実施していますが、今年一月からは、文部科学省、経済産業省とも連携し、未内定の学生生徒のため卒業前最後の集中支援を実施しています。

こうした取組などにより、大学生の二月一日時点の就職内定率は、過去最低となつた前年同期よりも三・一ポイント改善しました。四月一日時点の就職内定率も昨年を上回るよう引き続き全力で取り組んでいきます。

で新卒者の就職支援に取り組んでいきます。

被災地の新卒者対策についてですが、一人でも多くの新卒者が就職できるよう、文部科学省、経済産業省と連携し、東北新卒者就職応援プランを実施しています。具体的には、ハローワークと学校等が連携し、ジョブサポーター等による被災地等での就職面接会の積極的な実施などに取り組み、被災三県の高校生の内定率は全て昨年を上回っています。また、北海道・東北ブロックの大学生の内定率も昨年を上回っています。引き続き、新卒者の就職支援に全力で取り組んでいきます。

つ、労働者の雇用の保護と安定を図る観点から、現在の労働者派遣法を改正することが必要だと考えています。

民主党の雇用政策についてですが、労働者の生活を安定させることは、分厚い中間層を復活させ、日本経済を再生させるために大変重要なことだと考えています。このため、派遣労働者の保護と雇用の安定を図るために労働者派遣法改正案の速やかな成立を目指しつつ、あわせて、最低賃金の引上げに取り組むことにより、労働者の生活を安定させることができ日本経済の再生に資すると考えています。

いわゆる専門二十六業務の見直しの検討については、いわゆる専門二十六業務の在り方については、様々な御意見があり、国会審議でも御指摘があつたことから、必要な見直しを検討します。この見直しの検討の時期については、今回の労働者派遣法改正案の施行に伴う政令等の改正後、速やかに検討を開始したいと考えています。

(拍手)

○議長(平田健二君) 川田龍平君。

(川田龍平君登壇、拍手)

○川田龍平君 みんなの党の川田龍平です。

会派を代表して質問いたします。

労働者派遣法成立から四半世紀、そして派遣法の抜本改正を公約に掲げた政権交代から二年半、三人目の野田政権で今抜本改正の柱が全て抜かれた修正案が急遽出され、衆議院の厚生労働委員会で採決、十分な審議なしに採決をされようとしています。みんなの党は、参議院でも衆議院と同じように国会での議論を尽くすべきだとし、この拙速な採決を拒みました。このようない徹底した審議のない拙速な採決によって国会を軽視することの危険性を小宮山大臣はどうお考えですか。

今国会でも十分な審議なしに採決をされようとする必要性を訴えました。その結果、本日、このよ

うな質疑の場を与えられたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

率直に聞きます。今回の派遣法改正は、一体何のためにするのでしょうか。十三業種に限定されたいた制定時の派遣法は、中間搾取の脱法的状況を転換するために制定されたものでした。多様な業務の正社員と違い、専門性を生かせる、間接雇用によって派遣元から社会保障を受けられ、働き

ました。しかし、その結果、現状はどうでしょうか。

同時に成立した法に男女雇用機会均等法があります。女性労働者は総合職と一般職という形に分けられ、女性用事務職となつた一般職はすぐに派遣の事務職に取つて代えられ、合法的な女性差別を生み出しています。その後も派遣の対象業務はどんどん拡大され、女性だけでなく、男性も正社員から派遣社員を始めとした非正規労働に移行する比率が急激に増えました。その結果、労働者側にとって、自由な生き方どころか、その日暮らしも難しい、人生の選択肢を奪う状況になつてしまつています。正社員の解雇規制の厳しさが派遣を始めとする非正規労働の比率を更に押し上げている。日本の経済を根本から活性化するには、正規労働の硬直化と派遣を始めとする非正規労働の不安定化の両方を克服し、労働者が生活の不安なしにスマートに流動化できるシステムが必要です。

そのために政府ができることがもつとあるはずで、例えば、派遣元が労働者の生活保障をするように指導する、企業への就労の垣根を低くする、どんな働き方であつてもまともな生活が成り立つような支援、これは、憲法が保障する国民の生存権を守るために政府がすべき責務ではないでしょうか。

派遣労働者の均等待遇をうたつたILO百八十号に日本が批准して十二年、一体そこを改善せずに何をもつて批准などと言えるのでしょうか。みんなの党は、働き方の自由を損ない、雇用を奪う派遣法改正には一貫して反対です。同時に、同一労働同一待遇、同一労働同一賃金の実現を至上命題に挙げています。今、日本に必要なことは、頑張れば報われることを信じられる社会をつくりことです。正規・非正規社員の間の流動性を確保し、格差を固定しない雇用形態を今こそつくらなければなりません。

全ての労働者が自分の仕事に誇りを持ち、幸せを感じる上で経済が成長していく社会、そうしたビジョンがないままに小手先の改正をするのではなく、官僚だけに依存するやり方から、民間の自由な発想に基づく経済活動ができる土壤をつくることが必要なのです。全ての労働者の権利が守られるように、労働組合による正社員の既得権益保護の体制を打破し、派遣労働という非正規労働が正規労働と同等に評価される、こうした社会をつくるべきです。

はつきり言って、この度の改正案は、労働者の権利が守られた上での改正ではありません。同一労働同一賃金が適用されないだけでなく、時間を割けるだけ割いて懸命に働く派遣で雇用される人の健康管理にも十分なケアがされていないのです。万一、体を壊したとき、正社員と同じ権利を享受できない彼らは一体どうしたらいいのですか。自殺者が十四年間連続で三万人を超えていました。自殺する多くの人は、働き盛りで職場でのストレスが原因であることも多いのです。私の生涯の目標である、命が最優先される社会の実現と逆行する悪法であると断じざるを得ません。

政府は、昨年、労働安全衛生改正法案を開議決定しています。この法案はまだ審議入りしていませんが、この法案には労働者の精神衛生を守るために規定が盛り込まれています。過労による自殺を防ぐために、産業医にメンタルチェックを求め

たものであり、同時に、産業医に精神医学の習得を促す内容です。

野田政権は、こうした精神衛生を保全し、労働環境を改善させるような法案をたなざらしにする政権です。労働弱者である派遣労働者こそが、こ

うした精神保健を図る政策の恩恵にあずからねばならないのに、そうした法整備を促す法案を放置したまままでこの派遣法を通すおつもりですか。小宮山厚生労働大臣にお伺いいたします。

また、派遣労働者も含む労働への自殺対策、メンタルヘルス対策をどのようにしていくつもりなのか、中川自殺対策担当大臣にお答えいただけます。

命が大切にされ、未来に希望が描ける社会をつくりませんか。生きるつて楽しいと心から思える社会を。三・一一であんなにもたくさんの人を失いました。希望の描ける、希望の未来を描ける創造的な復興が今必要です。小宮山厚生労働大臣、こうした社会を共につくっていくと約束いただけますか。いただけないのであれば、政権の座を直ちに降りてください。

政治にしかできないことがあります。私たち国

会議員が本気になれば、それは実現するんです。繰り返しになりますが、私は生きている限り、命が最優先される社会の実現を決して諦めません。この議場にいる全ての議員の皆さんに力を貸してください。皆さんとともに、命が最優先される社会を実現する、それを目指すことを改めてここに誓い、私の質問を終わらせていただきたい。

ありがとうございます。(拍手)

○國務大臣(小宮山洋子君) 労働者派遣法改正案の参議院での審議についてですが、労働者派遣法改正案については、平成二十二年四月の国会提出以来、六度の継続審議となり、この間、衆議院で審議していただきました。この間、大震災、円

大きく変化したことも踏まえ、民主、自民、公明三党の提案による修正が行われた上で、三月八日に衆議院を通過しました。労働者派遣法改正案は、派遣労働者の雇用の安定を図るために極めて重要な法案であることから、参議院でも精力的に御議論いただき、速やかな成立をお願いしたいと考えています。

労働者派遣法改正案の目的についてですが、労働者派遣法改正案は、日雇派遣の原則禁止、労働契約申込みみなし制度の創設、均等待遇の実施を通じて労働者の保護と雇用の安定を図るために極めて重要な法案です。このため、参議院でも精力的に議論していただき、速やかな成立をお願いしたいと考えています。

派遣労働者の均等待遇についてですが、派遣労働者については、正社員と比較して年齢による賃金の上昇度合いが低い実態にあるなど、正社員との格差の存在が指摘されています。このため、今回の労働者派遣法改正案では、派遣元事業主に対し、派遣先の労働者との均衡を考慮しつつ賃金の決定等を行うよう配慮することを義務付けています。

労働者派遣法改正案が成立した際には、まずは、改正案の規定に従って派遣労働者と派遣先の労働者の均衡が確保されるよう、派遣元事業主に対する改正案の周知等に努めています。派遣労働を正規労働と同等に評価すべきという点についてですが、正規雇用と同様に派遣労働者の待遇を確保するとともに、雇用の安定を図ることが重要と認識しています。このため、派遣先の労働者との均衡を考慮しつつ賃金の決定等を行なうよう配慮することを義務付けています。また、有期雇用の派遣労働者について、希望に応じ、無期雇用の労働者への転換措置を盛り込んでいます。努力義務化するなどの措置を盛り込んでいます。

○國務大臣(中川正春君) 御指摘のように、日本

労働者派遣法改正案と労働安全衛生法改正案についてですが、労働者派遣法改正案は、派遣労働者の保護と雇用の安定を図るために極めて重要な法案であることから、参議院でも精力的に議論していただき、速やかな成立をお願いしたいと考えています。派遣労働者でも、業務により健康を害してしまった場合には、労災保険から必要な給付がなされます。

一方、労働安全衛生法改正案についても、メンタルヘルス対策の強化等を通して、労働安全衛生法案についても国会で精力的に議論していただけます。

○議長(平田健二君) この際、お諮りいたしました。鶴保庸介君外十名発議に係る北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し強く自制を求める決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平田健二君) 御異議ないと認めます。

よつて、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。鶴保庸介君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

○鶴保庸介君(鶴保庸介君登壇、拍手) ただいま議題となりました民主党・新緑風会、自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党、みんなの党、国民新党、新党改革及び新党大地・真民主の各派の共同提案に係る北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し強く自制を求める決議案につきまして、発議者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。それでは、まず案文を朗読いたします。

北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し強く自制を求める決議案

去る三月十六日、北朝鮮は四月十二日から十六日の間に人工衛星を打ち上げると発表した。

北朝鮮は、二〇〇九年四月にも人工衛星の打ち上げと称して弾道ミサイルを発射している。

今回、北朝鮮が発表したような発射が強行されれば、弾道ミサイルの発射又はその技術を使用した発射の禁止や弾道ミサイル計画に関連する全ての活動の停止を規定した国連安保理決議第一六九五号、第一七一八号及び第一八七四号に違反し、国際社会の意思を再三無視した挑発的行為の繰り返しとなる。

我が国は、北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、我が国のみならず北東アジア地域の平和と安定を損なう行為として断じて容認できないことを表明する。

本院は、政府が発射に備えて万全の体制を構築し、あわせて米国や韓国を始めとする世界各國・国際機関と連携して、北朝鮮に対して発射の自制を求める働き掛けを継続強化するとともに、北朝鮮が国際社会の声に真摯に耳を傾け、発射を自制することを強く求めることを表明する。

以上であります。(拍手)

何とぞ皆様方の御賛同を賜りますようお願い申上げます。(拍手)

○議長(平田健二君) これより採決をいたしました。

○議長(平田健二君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

投票総数	二百一十九
賛成	一百一十九
反対	〇

よつて、本決議案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。内閣総理大臣野田佳彦君。

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) ただいまの御決議に対しまして、所信を申し述べます。

今回北朝鮮が予告した「人工衛星」と称するミサイルの発射は、北朝鮮に対して弾道ミサイル技術を用いたいがる発射も実施することなどを禁じた国連安理会決議第十六百九十五号、第十七百八号及び第千八百七十四号に違反するもので、地域の平和と安定を損なうおそれがあり、強行されれば遺憾です。また、対話を通じた諸問題の解決に向けた取組も後退させかねないと懸念しています。

政府としては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、北朝鮮が発射を行わないよう強く自制を求めていきます。引き続き、米国及び韓国を始めとする関係国や国際機関との緊密な連携に

努め、事態を注視しつつ、冷静かつ適切な対応を取ってまいります。(拍手)

本決議案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(平田健二君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(平田健二君) 投票の結果を報告いたしました。

〔投票開始〕

投票総数	二百二十九
賛成	一百一十九
反対	〇

よつて、本決議案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(平田健二君) 日程第一 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長西田実仁君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○西田実仁君登壇、拍手

本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものにつきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものでありまして、東日本大震災の被災者が裁判その他他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センターが、総合法律支援法に規定する業務のほか、東日本大震災の被災者について、その資力の状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助の業務を行っための特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院法務委員長代理の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(平田健二君) 日程第二 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上兩案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。

農林水産委員長小川勝也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○小川勝也君登壇、拍手

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(平田健二君) 日程第一 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長西田実仁君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○西田実仁君登壇、拍手

本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものにつきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院法務委員長提出によるものでありまして、東日本大震災の被災者が裁判その他他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センターが、総合法律支援法に規定する業務のほか、東日本大震災の被災者について、その資力の状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助の業務を行っための特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院法務委員長代理の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(平田健二君) 日程第三 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

以上兩案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。

農林水産委員長小川勝也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○小川勝也君登壇、拍手

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(平田健二君) 日程第三 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

本法律案は、特殊土壤地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、畑作振興等の対策事業を引き続き実施するため、平成二十四年三月三十日をもつて失効する現行法の有効期限を更に五年延長し、平成二十九年三月三十一日までとするものであります。

委員会におきましては、提出者の吉田公一衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

鳥獣による農林水産業の被害については、平成十九年に制定された鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、農林水産大臣による基本指針の策定等により、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策が推進されております。

しかししながら、農山漁村では鳥獣による農林水産業の被害が拡大しており、これが農業者の営農意欲を減退させ、耕作放棄地を拡大させるなど、農林水産業の衰退と地域の荒廃につながりかねない事態が生じております。そして、そのような事態が更なる鳥獣の増加と被害の拡大を招くという悪循環が生じております。また、人の居住地域への熊、イノシシ等の進入が頻発し、人の生命身体への危険も現実のものとなつております。一方で、鳥獣の駆除の扱い手である狩猟者は減少、高齢化が進んでおり、鳥獣の捕獲等にかかる人材の確保が急務となつております。

この法律案は、このような現状に鑑み、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進に資することを目的とするものであります。

官 報 (号 外)

一昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

託した。
東日本大震災の被災者に対する援助のための日

本公司法支援センターの業務の特例に関する法律
案(衆第四号)
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(閣法第一三号)
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)
特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第三号)
租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第八号)
厚生労働委員会に付託
現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るために雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第九号)
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案(小野次郎君外一名発議)
同日議員から次の質問主意書が提出された。
中国の在新潟総領事館建設に係る民有地取得に関する質問主意書(佐藤正久君提出)(第六九号)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
独居老人等の孤独死に対する政府の対応に関する質問主意書(衛藤晟一君提出)(第六四号)
原子力規制庁の設置が遅れた場合の予算執行に関する質問主意書(浜田昌良君提出)(第六五号)
東京電力福島第一原発への津波の想定に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第六六号)
東京電力による福島第一原発からの撤退の意思表示の有無に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第六七号)

平成二十四年三月二十三日 参議院会議録第八号

議長の報告事項 北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し強く自制を求める決議案する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する去津案

八

<p>び総合法律支援法第四十八条により準用する独立行政法人通則法第三十七條の規定(企業会計原則)の趣旨に鑑み、適正な会計処理に努めること。</p> <p>二 東日本大震災法律援助事業においては被災者の資力の状況にかかるわらず援助することになつたことに鑑み、その運用状況及び日本司法支援センターの財務状況への影響を検証するため、次に掲げる事項を当分の間一年ごとに当委員会に対し報告すること。</p> <p>1 東日本大震災法律援助事業における訴訟代理援助、書類作成援助及び法律相談援助別の実施件数並びに立替金額</p> <p>2 東日本大震災法律援助事業における立替金に対する未償還金額の割合(貸倒率)</p> <p>三 本法第四条に基づく長期借入金については、総合法律支援法第四十七条第五項において日本司法支援センターは長期借入金をすることが禁止されていることの特例措置であることを踏まえ、慎重な運用をすること。</p> <p>右決議する。</p> <p>東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案</p> <p>右の本院提出案をここに送付する。</p> <p>平成二十四年三月十六日</p> <p>参議院議長 平田 健二殿</p> <p>衆議院議長 横路 孝弘</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することが</p>	<p>できるよう、東日本大震災の被災者に対する援助のための総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三條に規定する日本司法支援セントナー(以下「支援センター」という。)の業務の特例を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「東日本大震災」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。</p> <p>2 この法律において「被災者」とは、東日本大震災に際し災害救助法(昭和二十二年法律第二百十八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域(東京都の区域を除く。)に平成二十三年三月十一日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者をいう。</p> <p>(支援センターの業務の特例)</p> <p>第三条 支援センターは、総合法律支援法第三十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務(以下「東日本大震災法律援助事業」という。)を行う。</p> <p>一 被災者をその資力の状況にかかるわらず援助する次に掲げる業務</p> <p>イ 民事裁判等手続(総合法律支援法第四条に規定する民事裁判等手続)をいう。イにおいて同じ。)、裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一条)第一条に規定する裁判外紛争解决手続をいう。イにおいて同じ。)又は行政の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立ての手続であつて、被災者を当事者とする東日本大震災に起因する紛争に係るもの(準備及び追行(民事裁判等手続に先立つ和解の交渉であつて、裁判外紛争解决手続によらないものを含む。以下「被災者に係る民事</p>
<p>裁判等手続その他の手続の準備及び追行」という。)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。</p> <p>口イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な東日本大震災法律援助契約弁護士等(支援センターとの間で、支援センターの東日本大震災法律援助事業に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び総合法律支援法第一条规定する隣接法律専門職者をいう。二において同じ。)にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。</p> <p>ハ 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し被災者に係る民事裁判等手続その他の手続により依頼を受けるものであることを考慮した相当な額でなければならず、かつ、当該裁判還及び当該支払は、被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行がされている間、猶予するものとしなければならない。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>八 支援センターは、総合法律支援法第四十七条第五項の規定にかかるわらず、東日本大震災法律援助事業に必要な費用に充てるため、法務大臣の認可を受けて、長期借入金を行ふことができる。</p> <p>九 支援センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、法務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>10 支援センターは、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総合法律支援法第十九条に規定する日本司法支援センター評価委員会の意見を聽かなければならない。</p> <p>(総合法律支援法の適用)</p> <p>第五条 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>裁判等手続その他の手続の準備及び追行」という。)のため代理人に支払うべき報酬及びその代理人が行う事務の処理に必要な実費の立替えをすること。</p> <p>口イに規定する立替えに代え、イに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な東日本大震災法律援助契約弁護士等(支援センターとの間で、支援センターの東日本大震災法律援助事業に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び総合法律支援法第一条规定する隣接法律専門職者をいう。二において同じ。)にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。</p> <p>ハ 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し被災者に係る民事裁判等手続その他の手続により依頼を受けるものであることを考慮した相当な額でなければならず、かつ、当該裁判還及び当該支払は、被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行がされている間、猶予するものとしなければならない。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>八 支援センターは、総合法律支援法第四十七条第五項の規定にかかるわらず、東日本大震災法律援助事業に必要な費用に充てるため、法務大臣の認可を受けて、长期借入金を行ふことができる。</p> <p>九 支援センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、法務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>10 支援センターは、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総合法律支援法第十九条に規定する日本司法支援センター評価委員会の意見を聽かなければならない。</p> <p>(総合法律支援法の適用)</p> <p>第五条 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>
<p>二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行ふ場合には、総合法律支援法第三十四条第一項の業務方法書には、同条第二項に掲げる事項のほか、東日本大震災法律援助事業に関する事項のほか、東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申請及び審査の方法に関する事項、前項第一号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項、同号口及びニに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な東日本大震災法律援助契約弁護士等(支援センターとの間で、支援センターの東日本大震災法律援助事業に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び総合法律支援法第一条规定する隣接法律専門職者をいう。二において同じ。)にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。</p> <p>ハ 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し被災者に係る民事裁判等手続その他の手続により依頼を受けるものであることを考慮した相当な額でなければならず、かつ、当該裁判還及び当該支払は、被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行がされている間、猶予するものとしなければならない。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>八 支援センターは、総合法律支援法第四十七条第五項の規定にかかるわらず、東日本大震災法律援助事業に必要な費用に充てるため、法務大臣の認可を受けて、长期借入金を行ふことができる。</p> <p>九 支援センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、法務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>10 支援センターは、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総合法律支援法第十九条に規定する日本司法支援センター評価委員会の意見を聽かなければならない。</p> <p>(総合法律支援法の適用)</p> <p>第五条 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行ふ場合には、総合法律支援法第三十四条第一項の業務方法書には、同条第二項に掲げる事項のほか、東日本大震災法律援助事業に関する事項のほか、東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申請及び審査の方法に関する事項、前項第一号イ及びハに規定する立替えに係る報酬及び実費の基準並びにそれらの償還に関する事項、同号口及びニに規定する報酬及び実費に相当する額を支援センターに支払うことを約した者のため、適当な東日本大震災法律援助契約弁護士等(支援センターとの間で、支援センターの東日本大震災法律援助事業に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士、弁護士法人及び総合法律支援法第一条规定する隣接法律専門職者をいう。二において同じ。)にイの代理人が行う事務を取り扱わせること。</p> <p>ハ 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)その他の法律により依頼を受けて裁判所に提出する書類を作成することを業とすることができる者に対し被災者に係る民事裁判等手続その他の手続により依頼を受けるものであることを考慮した相当な額でなければならず、かつ、当該裁判還及び当該支払は、被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行がされている間、猶予するものとしなければならない。</p> <p>(長期借入金)</p> <p>八 支援センターは、総合法律支援法第四十七条第五項の規定にかかるわらず、東日本大震災法律援助事業に必要な費用に充てるため、法務大臣の認可を受けて、长期借入金を行ふことができる。</p> <p>九 支援センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、法務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>10 支援センターは、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、総合法律支援法第十九条に規定する日本司法支援センター評価委員会の意見を聽かなければならない。</p> <p>(総合法律支援法の適用)</p> <p>第五条 支援センターが東日本大震災法律援助事業を行う場合には、次の表の上欄に掲げる総合法律支援法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>

平成二十四年三月二十三日

參議院會議錄第八號 投票者氏

投票者氏名

熊谷	小坂	大君	憲次	君
佐藤	東	末松	正久	君
山東	伊達	昭子	介信	君
世耕	鶴保	秀善	成君	君
中西	中村	博彦	祐介	君
長谷川	二之湯	芳正	智君	君
岳君	野上浩太郎	林	孝男	君
藤井	丸川	藤川	政人	君
牧野たかお君	松村	祥史	代君	君
溝手	森	まきこ	正昭	君
顯正君	山崎	山谷えり子	珠代	君
秋野	山本	順三	三原じゅん子	君
公造君	木庭健太郎	三原じゅん子	君	君
石川	加藤	弘介	義家	君
博宗君	修一	雅史	脇	君
木庭健太郎	君	君	君	君
竹谷とし子	君	君	君	君
浜田	昌良君	君	君	君
山本	香苗君	君	君	君
横山	信一	君	君	君
上野ひろし君	君	君	君	君

日程第一 東日本大震 ための日本司法支援セ ル法律案(衆議院提出) 賛成者氏名

○名
対する援助の特例に關

小野	次郎君
桜内	文城君
寺田	典城君
松田	公太君
井上	哲士君
紙	智子君
大門実紀史君	
福島みづほ君	
山内	徳信君
亀井亜紀子君	
森田	高君
舛添	要一君
横峯	良郎君
二二八名	○名
相原久美子君	
池口	修次君
石橋	通宏君
植松恵美子君	
江崎	孝君
小川	勝也君
大河原雅子君	
大塚	耕平君
岡崎トミ子君	
大久保潔重君	
加藤	敏幸君
金子	恵美君
神本美恵子君	
川上	義博君
北澤	俊美君
小西	洋之君
小見山幸治君	

行田	邦子君	主濱	櫻井	佐藤	谷岡	辻	谷	鈴木	田中	田	谷	德永	郡子君	博之君
磯崎	浩郎君	充君	了君	寛君	了君	泰弘君	直紀君	エリ君	利治君	那谷屋正義君	那谷屋正義君	轟木	轟木	轟木
猪口	邦子君	仁彦君	治子君	治子君	西村まさみ君	羽田雄一郎君	中谷	司智君	博行君	西村まさみ君	西村まさみ君	長浜	長浜	長浜
右井	青木	一彦君	柳田	吉川	蓮	平野	広田	福山	藤田	藤原	藤本	林	久美子君	久美子君
有村	青木	柳田	吉川	蓮	安井美沙子君	大悟君	前川	牧山ひろえ君	松浦	福山	藤田	平野	達男君	一君

今野	芝	斎藤	嘉隆君	東君
櫟葉賀津也君	津田弥太郎君	田城郡君	博一君	
外山	外山	外山	外山	
徳永	徳永	徳永	徳永	
久志君	久志君	久志君	久志君	
友近	友近	友近	友近	
聰朗君	聰朗君	聰朗君	聰朗君	
直鳴	直鳴	直鳴	直鳴	
中村	中村	中村	中村	
哲治君	哲治君	哲治君	哲治君	
難波	難波	難波	難波	
はた	はた	はた	はた	
眞勲君	眞勲君	眞勲君	眞勲君	
白	白	白	白	
姫井由美子君	姫井由美子君	姫井由美子君	姫井由美子君	
平山	平山	平山	平山	
幸司君	幸司君	幸司君	幸司君	
広野ただし君	広野ただし君	広野ただし君	広野ただし君	
藤末	藤末	藤末	藤末	
健三君	健三君	健三君	健三君	
舟山	舟山	舟山	舟山	
前田	前田	前田	前田	
増子	増子	増子	増子	
藤原	藤原	藤原	藤原	
松野	松野	松野	松野	
柳澤	柳澤	柳澤	柳澤	
森	森	森	森	
米長	ゆうこ君	ゆうこ君	ゆうこ君	
愛知	清美君	清美君	清美君	
赤石	治郎君	信夫君	輝彦君	
石井	隆治君	武志君	武志君	
儀嶺	君	俊一君	俊一君	
岩井	君	准一君	准一君	
茂樹君	陽輔君	陽輔君	陽輔君	

岩城 岡田 上野 大家 敏志郎
光英君 通子君 仁寿君
片山虎之助君 加治屋義人君
佐藤ゆかり君 島尻安伊子君
鈴木 政二君 関口 昌一君
高階恵美子君 塚田 一郎君
中原 八一君 中川 雅治君
福岡 聖子君 古川 俊治君
橋本 基之君 松下 新平君
藤井 資磨君 丸山 和也君
野村 恭子君 松山 政司君
西田 昌司君 山崎 俊太君
中川 一太君 吉田 力君
塚田 博美君 荒木 健太君
関口 清寛君 魔理之君
岡田 渡辺 魔理之君
大家 魔理之君
敏志郎 魔理之君

官 報 (号 外)

平成二十四年三月二十三日 参議院会議録第八号

投票者氏名

東日本大震災において発生した災害廃棄物の処理に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年三月九日

参議院議長 平田 健二殿

岩井 茂樹

東日本大震災において発生した災害廃棄物の処理に関する質問主意書

東日本大震災によつて発生した災害廃棄物の量は、岩手県で通常の約十九年分にも達する膨大な量である。このような膨大な災害廃棄物の処理のため、現在、政府は広域処理を推進している。
災害廃棄物の処理方法は広域処理だけには限られず、他の手段と比較検討し、よりコストパフォーマンスの優れた手段を選択しなければならない。

官報(号外)

この点に関し、その前提として、広域処理の際に必要となる運搬手段や費用・時間といった基本的な要素を含む全体像を把握していなければ、他の手段との比較検討が不可能である。
そこで、以下、質問する。

一 東日本大震災において発生した災害廃棄物の量について、政府の承知するところを具体的に示されたい。

二 東日本大震災において発生した災害廃棄物の広域処理の際に必要となる運搬手段や費用・時間等について、政府の承知するところを具体的に示されたい。また、政府はこれらの基本的な要素が明記された全体計画を早期に作成・公表する必要があると考えるが、政府の方針を示されたい。

三 災害廃棄物の広域処理に要する費用について、事後に被災県から申請があつて政府が初めて認識できるとすれば、全体での程度の費用がかかるか、事前には把握できないこととな

る。これでは予見性を欠き、不合理ではないか。政府の見解を示されたい。

四 災害廃棄物の処理について、事前に政府での量や種類等を把握し、処理方法を検討した上で、まずは現地での処理の方策を尽くし、どうしても現地で処理できない分を広域処理することが合理的であると考える。政府は、このような考え方の下で取組を進めているのか。今後の方針と併せて、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十四年三月二十一日 参議院議長 平田 健二殿 内閣総理大臣 野田 佳彦 参議院議員岩井茂樹君提出東日本大震災において発生した災害廃棄物の処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岩井茂樹君提出東日本大震災に

おいて発生した災害廃棄物の処理に関する質問に対する答弁書

一について

東日本大震災により生じた廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の量については、環境省において、岩手県の沿岸市町村における災害廃棄物が約四百七十五万五千トン、宮城県の沿岸市町村における災害廃棄物が約千五百六十九万千トン、福島県の沿岸市町村における災害廃棄物が約二百八万二千トンと推計している。

また、岩手県の沿岸市町村における災害廃棄物の種類別及び性状別の量については、同県の推計によれば、不燃系混合物が約百十三万二千トン、可燃系混合物が約百三万四千トン、コンクリートがらが約九十九万四千トン、金属ぐずが約六十七万二千トン、柱材・角材が約七万七千トンで、合計約四百三十五万三千トンと承知しております、気仙沼市及び南三陸町を除く宮城県

の沿岸市町村における災害廃棄物の種類別及び性状別の量については、同県の推計によれば、不燃物が約五百八十一万四千トン、木くずが約二百九十七万三千トン、コンクリート・アスファルトくずが約二百七十三万六千トン、金属くずが約三十五万八千トン、可燃物が約三十五万四千トンで、合計約千二百二十三万五千トンと承知している。さらに、いわき市を除く福島県の沿岸市町村における災害廃棄物の種類別及び性状別の量については、同省において調査を行い、不燃物が約六十一万五千トン、可燃物が約四十九万八千トンで、合計約百十一万三千トンと把握している。なお、災害廃棄物の量と種類別及び性状別の量については、同省、岩手県及び宮城県の推計方法がそれぞれ異なること等から、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸市町村における災害廃棄物の量と種類別及び性状別の量の合計は、一致していない。

二について

現在、岩手県宮古市と財團法人東京都環境整備公社との間で行われている広域的な処理の事例によれば、災害廃棄物の運搬は、列車及び自動車により一日間を要しており、その費用は、一トン当たり約二万円を要していると承知している。

お尋ねについては、環境省において、災害廃棄物の広域的な処理に先立つて被災地の地方政府

共団体と災害廃棄物の受入れを検討している地方公共団体等との間で行われる協議に際し、両者からの相談に応ずる等の支援を行うこととしており、その過程で災害廃棄物の広域的な処理に要する費用に関する情報についても把握し得るものと考えている。

四について

災害廃棄物については、できる限り被災地で処理を行うこととしており、岩手県及び宮城県において災害廃棄物の中間処理・最終処分の完了目標としている平成二十六年三月末までに処理を完了させることができ困難であるとともに、被災地の復興のためには一刻も早く災害廃棄物を処理する必要があることから、広域的な処理が必要と考えている。

発行所	〒105-0045 東京都港区虎ノ門一丁目
独立行政法人国立印刷局	
電話	03(3587)4294
定価	本号二部 (本体)